

様式第1（第4条関係）

都市公園における自動販売機の設置に関する契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記物件の設置は、期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに自動販売機の設置場所を明け渡さなければなりませんので、注意してください。（ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな設置契約が町と同じ者との間で締結される場合を除く。）

なお、設置許可は、設置までに受ける必要があります。

記

1 入札日 令和8年1月27日

2 設置物件名 都市公園における飲料用等自動販売機の設置

物件番号	都市公園名称	設置場所	設置台数	設置面積	設置期間
14	於大公園	このはな館	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
15	於大公園	このはな館	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
16	於大公園	このはな館	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
17	於大公園	屋外	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
18	於大公園	屋外	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
19	於大公園	屋外	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
20	於大公園	屋外	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
21	三丁公園	屋外	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
22	三丁公園	屋外	1台	1.7m ² 以内	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで